

新しい制度が始まっています

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例

人と動物が共生する住みよい社会づくりの実現に向けて

条例の主なポイント

●多頭飼養の届出が義務化されました（第9条）

飼っている犬と猫が合計で10頭以上となった場合は、お近くの保健所への届出が必要です。

※届出用紙はホームページからダウンロードできます。（届出は郵送でも可能です。）

※生後90日以内の犬猫は除きます。

●「飼い主がない猫」への餌やりがルール化されました（第12条）

①不妊去勢手術を行いましょう

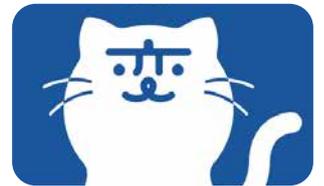
耳のVカットは手術済みのしるしです。

②周辺住民の生活環境に配慮しましょう

猫用トイレを置くなど、排せつ物は適正に処理しましょう。

●動物を適正に飼うために守るべきルールを定めました（第8条）

- ・動物の種類や習性などに適した飼養施設を設けること
- ・飼養施設やその周りを清潔に保つこと
- ・動物の健康管理を行うこと
- ・鳴き声や糞尿、臭いなどで人に迷惑をかけないこと
- ・動物が迷子にならないようにし、動物には飼い主を明示すること
- ・むやみに繁殖して困らないように、不妊・去勢などの措置をとること
- ・最後まで責任をもって飼うこと



問合せ先

県南保健所：☎62-3288

長崎県庁（県民生活環境部生活衛生課）：☎095-895-2364

長崎県 動物愛護条例

検索



第73回 社会を明るくする運動

7月は、強調月間・再犯防止啓発月間です。すべての人が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。



更生ペンギンの
ホゴちゃん

小・中学生の作文を募集

社会を明るくする運動に関することをテーマとした作文コンテストを行いますので、応募してください。

▶提出期限 9月12日（火）

▶提出先 保護司会事務局（市福祉センター内）

黄色い羽根の配布運動

7月の強調月間を中心に、犯罪や非行のない安全・安心なまちづくりに賛同の証として「黄色い羽根」を保護司会事務局（市福祉センター内）などで配布します。

中学生・高校生弁論大会

青少年の健全育成、非行防止、家族のこと、地域活動への参加などをテーマに弁論大会を開催します。各中学校・高校から弁士が出場します。

▶日時 7月27日（木）12時30分から

▶場所 復興アリーナ・サブアリーナ

問合せ先 社会教育課